

山口県報

平成26年
11月7日
(金曜日)

目 次

○告示

瀬戸内海環境保全特別措置法第五条第一項の規定に基づく許可申請の概要 (環境政策課) 一

保安林予定森林 (山口市) (森林整備課) 三

特定建設工事共同企業体の一般競争入札の参加資格の審査 (住宅課) 三

○公告

特定非営利活動法人の設立の認証の申請 (県民生活課) 四

特定非営利活動法人の定款の変更の認証の申請 (県民生活課) 四

開発行為に関する工事の完了 (建築指導課) 五

山口県告示第三百六十五号

瀬戸内海環境保全特別措置法 (昭和四十八年法律第百十号) 第五条第一項の規定に基づく特定施設の設置の許可の申請があったので、その概要を次のとおり告示する。

当該特定施設を設置することが環境に及ぼす影響についての調査の結果に基づく事前評価に関する事項を記載した書面は、平成二十六年十一月七日から同月二十七日までの間、山口県環境生活部環境政策課及び防府市生活環境部生活安全課において公衆の縦覧に供する。

平成二十六年十一月七日

山口県知事 村岡 嗣 政

一 申請者の氏名又は名称及び住所

- 氏名又は名称 マツダ株式会社
- 住 所 広島県安芸郡府中町新地三番一号
- 二 工場又は事業場の名称及び所在地
- 名 称 マツダ株式会社防府工場西浦地区
- 所在地 防府市大字西浦八四番地
- 三 特定施設に関する事項
- (一) 種類、構造及び使用時間間隔等

種類	構 造			使用の方法	
	能 (m ³ /日) 力	工事着手 年月日	工事完成 年月日	使用開始 年月日	使用時間 隔りの使用 間 隔
六五	一〇	平成二六、 一一、二八	平成二七、 一一、二八	平成二七、 一一、二八	断 続 一 四時間 変動なし

備考 「六五」とは、水質汚濁防止法施行令 (昭和四十六年政令第百八十八号) 別表第一第六十五号の酸又はアルカリによる表面処理施設をいう。

No. 2 排 水 口	No. 1 排 水 口	排 水 口	排出水の汚染状態の値及び排出水の量															
			通	水素イオン濃度 (水素指数)	通	化学的酸素要求量 (mg/l)	通	浮遊物質質量 (mg/l)	通	鉍油類 (mg/l)	通	窒素	通	燐	通	排出水の日当たりの量 (m ³)		
七・五	六・五	七	最	八・五	最	一・七	最	二・五	最	三・〇	最	二	最	一・五	最	四・五三〇	最	五・六四〇
〇・七	一七	〇・七	大	〇・七	大	一・五	大	二・五	大	三・〇	大	二	大	一・五	大	〇・〇二	大	一・一四
七	七	七	常	七	常	一・五	常	二・五	常	三・〇	常	〇・五	常	一・五	常	〇・〇二	常	七・二〇〇

共同処理施設	種 類	排出水の汚染状態の値及び排出水の量																	
		処理後	処理前	通	水素イオン濃度 (水素指数)	通	化学的酸素要求量 (mg/l)	通	浮遊物質質量 (mg/l)	通	鉍油類 (mg/l)	通	窒素	通	燐	通	汚水等の日当たりの量 (m ³)		
七	七・八	七	七	最	八・五	最	二・五〇	最	三・〇〇	最	一・八〇	最	一〇〇	最	一・五	最	四・五三〇	最	五・六四〇
七	七・八	七	七	常	七	常	二・五〇	常	三・〇〇	常	一・八〇	常	一〇〇	常	一・五	常	四・五三〇	常	五・六四〇
七	七・八	七	七	大	七	大	二・五〇	大	三・〇〇	大	一・八〇	大	一〇〇	大	一・五	大	四・五三〇	大	五・六四〇

(二) 処理施設による処理前及び処理後の汚水等の汚染状態の値並びに汚水等の量

共同処理施設	種 類	構 造	能 力 (m ³ /日)	処理の方式	使用時間 の間隔	一日当たりの 使用時間	季節的変動の 概要	工事着手予定 年月日	工事完成予定 年月日	使用開始予定 年月日

(一) 種類、構造及び使用時間間隔等

四 汚水等の処理施設に関する事項

種 類	排出される汚水等の汚染状態の値及び汚水等の量																						
	通	水素イオン濃度 (水素指数)	通	化学的酸素要求量 (mg/l)	通	浮遊物質質量 (mg/l)	通	窒素	通	燐	通	汚水等の日当たりの量 (m ³)											
六五	九・五	九	九	最	一、〇〇〇	最	一、五〇〇	最	一、〇〇〇	最	二、〇〇〇	最	一〇	最	三〇	最	一	最	二	最	七	最	一〇
六五	九・五	九	九	常	一、〇〇〇	常	一、五〇〇	常	一、〇〇〇	常	二、〇〇〇	常	一〇	常	三〇	常	一	常	二	常	七	常	一〇
六五	九・五	九	九	大	一、〇〇〇	大	一、五〇〇	大	一、〇〇〇	大	二、〇〇〇	大	一〇	大	三〇	大	一	大	二	大	七	大	一〇

備考 (一)の表の備考は、この表について準用する。

(二) 排出される汚水等の汚染状態の値及び汚水等の量

山口県告示第三百六十六号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条の二第二項の規定により、保安林を次のように指定する予定である。

平成二十六年十一月七日

山口県知事 村岡 嗣 政

- 一 保安林予定森林の所在場所
山口市阿東徳佐中宇南迫口一五七七の七二から一五七七の七四まで、一五七七の七六から一五七七の七八まで、一五七七の一一一から一五七七の一一三二まで
 - 二 指定の目的
水源の涵養
 - 三 指定施業要件
 - (一) 立木の伐採の方法
 - 1 主伐に係る伐採種は、定めない。
 - 2 主伐として伐採をすることができる立木は、山口市森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - 3 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - (二) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種
次のとおりとする。
- （「次のとおり」は、省略し、その関係書類を山口県農林水産部森林整備課及び山口市経済産業部農林政策課に備え置いて縦覧に供する。）

- 一 保安林予定森林の所在場所
山口市阿東生雲中宇北郷五一五の一、宇石原一一五三の二、一一五三の一八
- 二 指定の目的
土砂の流出の防備
- 三 指定施業要件
 - (一) 立木の伐採の方法
 - 1 主伐に係る伐採種は、定めない。
 - 2 主伐として伐採をすることができる立木は、山口市森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - 3 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - (二) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種

次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を山口県農林水産部森林整備課及び山口市経済産業部農林政策課に備え置いて縦覧に供する。）

山口県告示第三百六十七号

地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）第六十七条の五第一項の規定により、綾羅木県営住宅新築工事に係る一般競争入札に参加する者に必要な経営の規模及び状況を要件とする資格（以下「経営規模等入札参加資格」という。）並びに当該経営規模等入札参加資格の審査の申請の時期、方法等について次のとおり定めた。

平成二十六年十一月七日

山口県知事 村岡 嗣 政

- 一 綾羅木県営住宅新築工事
 - (一) 工事場所 下関市綾羅木新町二丁目一番地一
 - (二) 工事の概要

構	造	延 べ 面 積	戸 数
鉄筋コンクリート造	地上五階建	一、七七五平方メートル	二五戸

- 二 経営規模等入札参加資格
入札に参加できる者は、次に掲げる要件のいずれにも該当する共同企業体（二者で構成するものに限る。）とする。
 - (一) 共同企業体の構成員のいずれもが次に掲げる要件のいずれにも該当する者であること。
 - 1 建設工事等に係る一般競争入札及び指名競争入札の参加資格の審査に関する告示（平成二十四年山口県告示第四百九十四号。以下「告示」という。）二の(一)の規定により格付された一般競争入札及び指名競争入札参加資格が建築一式工事のA等級であること。
 - 2 建設業法（昭和二十四年法律第百号。以下「法」という。）第三条第六項に規定する特定建設業の許可（建築工事業に係るものに限る。）を受けていること。
 - 3 出資比率が三十五パーセント以上であること。
 - (二) 共同企業体の代表者の平成二十六年十一月六日までに国土交通大臣又は都道府県知事が通知した法第二十七条の二十九第一項に規定する総合評定値のうち直近のもの

の(以下「総合評定値」という。)の建築一式工事の数値が八百以上であること。
(三) 共同企業体の代表者以外の者の総合評定値の建築一式工事の数値が七百以上であること。

三 経営規模等入札参加資格の審査

(一) 共同企業体競争入札参加資格審査申請書等

経営規模等入札参加資格の審査を受けようとする者は、告示四の(一)に規定する共同企業体競争入札参加資格審査申請書及び次に掲げる書類(以下「申請書等」という。)を提出しなければならない。

- 1 共同企業体協定書の写し
- 2 総合評定値通知書の写し
- 3 特定建設業の許可通知書の写し
- 4 委任状

(二) 申請書等の提出方法

申請書等は、共同企業体の代表者が持参して提出するものとし、郵便又は電信によるものは、受け付けない。

(三) 申請書等の提出場所

山口県土木建築部住宅課 山口市滝町一番一号

(四) 申請書等の提出期間及び時間

平成二十六年十一月二十六日から同年十二月一日までの午前九時から午後四時三十分まで

(五) 経営規模等入札参加資格の審査結果の通知方法

経営規模等入札参加資格適合通知書又は経営規模等入札参加資格非適合通知書を平成二十六年十二月十日までに発送する。

四 その他

この審査についての問合せは、山口県土木建築部住宅課(電話〇八三一九三三三―八七〇)にすること。



(三七四) 特定非営利活動法人の設立の認証の申請

特定非営利活動促進法(平成十年法律第七号)第十条第一項の規定により、次のとおり特定非営利活動法人の設立の認証の申請がありました。

同項第一号、第二号イ、第五号、第七号及び第八号に掲げる書類は、平成二十六年十月十五日までの間、山口県環境生活部県民生活課及び山口県山口県民局において公衆の縦覧に供します。

平成二十六年十一月七日

山口県知事 村岡 嗣 政

一 申請のあった年月日

平成二十六年十月十四日

二 申請に係る特定非営利活動法人の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地

名称 平成DADA

代表者の氏名 香原 詩彦

主たる事務所の所在地 山口市今井町四番二二号

三 定款に記載された目的

山口市民・県民に対して、文化全般及びまちづくりに関する事業を行い、山口市の健全な文化振興に寄与すること。

(三七五) 特定非営利活動法人の定款の変更の認証の申請

特定非営利活動促進法(平成十年法律第七号)第二十五条第四項の規定により、次のとおり特定非営利活動法人の定款の変更の認証の申請がありました。

変更後の定款は、平成二十六年十月十五日までの間、山口県環境生活部県民生活課及び山口県山口県民局において公衆の縦覧に供します。

平成二十六年十一月七日

山口県知事 村岡 嗣 政

一 申請のあった年月日

平成二十六年十月十四日

二 申請に係る特定非営利活動法人の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地

名称 特定非営利活動法人山口県ポピュラー連盟

代表者の氏名 嶋岡 克巳

主たる事務所の所在地 防府市大字田島二六二四番地の一

(三七六) 開発行為に関する工事の完了

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第三十六条第三項の規定により、開発行為に関する工事の完了を次のとおり公告します。

平成二十六年十一月七日

山口県知事 村岡 嗣 政

一 開発区域に含まれる地域の名称

下松市大字河内字為政

二 開発許可を受けた者の住所及び氏名

下松市生野屋西二丁目二〇番五号

藤井 英俊

一 開発区域に含まれる地域の名称

下松市大字河内字為政

二 開発許可を受けた者の住所及び氏名

下松市瑞穂町二丁目二番八号

野元 智裕

平成二十六年十一月七日印刷

発行人所

山口県知事庁